

SNSコンテンツ制作サービス個別規定

(サービス概要)

第1条 当社は、SNSコンテンツ制作サービス（以下、「本件サービス」といいます。）として、SNSアカウント等特定の目的を達成するためのコンテンツを当社が制作してお客様に提供するものです。コンテンツ内容の真実性・適時性は保証されず、事前に設定された目的の為に制作されたことのみ保証されます。

(著作権)

第2条 納品された制作コンテンツであって、当社が本件サービスの遂行にあたって新規に制作したものの著作権は、納品の完了時に当社からお客様に移転します。制作コンテンツに含まれ、または、制作コンテンツと関連して納品される写真素材や画像素材等は、個別の業務の受託時に特に合意した場合の他は、第三者が著作権を有しライセンス提供するものを、使用許諾を受けて使用します。かかる素材や当社が業務の着手以前から保有する著作物に関する権利は、納入完了後も当社または提供元の第三者に留保されます。著作権が当社または第三者に留保されるものについて、お客様は、お客様ご自身のためにのみ使用することができ、第三者への頒布や再使用許諾は行えません。

- 2 当社は制作コンテンツが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。

(納品・検収)

第3条 本件サービスによる制作コンテンツは、制作仕様のコンテンツを当社が定める方法にて、お客様に渡った時点で納品となります。納品後3営業日以内にお客様から制作仕様との相違が通知された場合、当社は制作コンテンツの修正を行います。お客様より通知が無いまま3営業日が経過した場合は、制作コンテンツの納品が完了したものとみなし、納品完了後は制作コンテンツの修正を求めることができません。

(サービス契約期間及び停止)

第4条 本件サービスにかかる当初契約期間、及び、当初契約期間終了後の契約期間は、見積書に記載の通りとします。見積書に契約期間の記載がない場合は、当初契約期間は6か月間となります。当初契約期間終了後の契約期間は、6か月ごとの自動更新となり、契約満了月の前月末日までにご通知いただく事により自動更新を停止できます。
なお契約期間の満了までに当該契約期間中に制作するものとされていた件数のコンテンツが納品されていない場合には、当社は契約期間の満了後も、当該件数に達するまでコンテンツの納品をするものとし、その範囲においてこの規定は有効に存続するものとします。

(途中解約について)

第5条 本件サービスを契約期間中、もしくは契約期間中に定めたコンテンツの件数が納品される前に本件サービスの途中契約を解約する場合には、当社による本件サービスの遂行の有無にかかわらず、違約金として、残りの制作コンテンツが納品された場合に発生する請求金額の全額を当社に支払うものとし、

- 2 お客様の責めに帰すべき事由により当初定めた納品予定日から3か月以上の遅延が生じた場合、当社側の判断にて本件サービスの契約を解除でき、また、そ

の 場合は制作コンテンツが納品された場合に発生する請求金額を当社に支払うものとします。

(損害賠償等)

第6条 当社の故意または重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を行いません。当社の故意または重大な過失によりお客様が損害を被った場合でも、当社が負う補償義務は本サービスの対価として当社が受領した金額を上限とします。

株式会社PLAN-B
制定：2023年12月4日